

6 輸国第 1 8 9 3 号

関税割当公表第86号

令和 6 年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 6 年 9 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第 1 第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用するもの）

2 用途

- (1) 糖 化 用
- (2) 一 般 用
- (3) 新規用途用

3 割当数量 別途公表

ただし、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定めるとうもろこしの数量から概ね 2 等分した数量を差し引いた数量と 3 の割当数量（令和 6 年度上期の割当てにおいて生じた残量を含め、別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和 6 年度下期の割当

て以降、令和 7 年 1 月 20 日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量) の割当てについては、別途公表(第 2 次公表)する。

4 通関期限 令和 7 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第 12 に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の全ての要件に該当するコーンスターチ製造業者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチの製造設備を有する者
- 2 コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者
- 3 コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

第 3 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に、第 6 に掲げる書類に記載されたとうもろこしの使用(又は製品販売)実績数量、使用(又は製造販売)計画数量等を勘案して定めるものとする。

第 4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課(以下「受付・交付担当課」という。)

農林水産省農産局地域作物課

第 5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間(書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。)

令和 6 年 10 月 1 日(火)から同年 10 月 9 日(水)まで(必着)

- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 6 提出書類

- 1 関税割当申請書(省令別記様式第 1)

申請の明細中「数量及び単位」、「実績」及び「主な使用の計画」の欄については、第1の用途別に数量を記載するものとする。

ただし、農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う方法による提出（以下「電子申請による提出」という。）の場合は不要。

2 関税割当申請書に添付すべき書類

(1) 申請者が法人にあっては登記事項証明書の写し、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(2) 本公表に基づく関税割当申請により第1の2の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

(3) 関税割当申請書類表（別記様式1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(4) 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間における下期、上期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別記様式2及び3）

(5) 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間における下期、上期別の原料入手状況を記載した書類（別記様式4）

(6) 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数量を記載した書類（別記様式5及び6）

(7) 工場に関する書類又は資料

ただし、令和6年度上期における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次のアからオまでの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置図

エ 工場工程見取図

オ コーンスターチ製造機械設備一覧表（別記様式7）

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

ただし、2の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、2及び3のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 電子申請による提出

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ事前に連絡した上で持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、速やかにその追跡番号を受付・交付担当課に連絡することとする。なお、第5の1の提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者（とうもろこしコーンスターチ用）宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（とうもろこしコーンスターチ用）（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

なお、電子メールに添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とし、電子メールを分割して送信する場合は、件名の（申請者名）の後に、メールの本数がわかるように番号（分割番号／通し番号）を付することとする。

また、電子メールの送信後は、受信の確認のため、速やかに受付・交付担当課（以下の連絡先）宛て必ず連絡することとする。

（宛 先）tariff_rapd@maff.go.jp

（連絡先）03-6744-2115

第8 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第9 報告等

- 1 割当てを受けた者は、割当対象物品の輸入計画書、輸入計画変更（実績）報告書、使用実績、製品の用途先別販売実績及び自家使用実績等を令和7年4月15日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第7の1から3までのいずれかに準ずるものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従った違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管

理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第11 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式8)
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」(記載要領別記様式第1)

- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第13 その他

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、これらの用途以外の用途に使用（又は販売）するた

め譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

- 2 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html）